



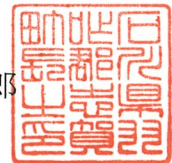
志賀町告示第69号

令和6年能登半島地震による町税の申告、納付等の期限の延長後の期限について

志賀町税条例（平成17年志賀町条例第54号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、令和6年1月19日志賀町告示第1号において別途告示で定めることとされている期日（令和6年1月1日以降に到来する条例第28条第1項に基づく申告、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第312条第3項3号に掲げる法人以外の法人に係る申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）の期限を除く。）については次に掲げるとおりとする。

令和6年5月1日

志賀町長 稲岡 健太郎



| 対象となる申告等の期限                |                              | 指定する期日    |
|----------------------------|------------------------------|-----------|
| 普通徴収に係る個人の町民税の納付の期限        | 令和6年1月1日から同年5月30日までの間に到来するもの | 令和6年5月31日 |
| 給与所得に係る個人の町民税の特別徴収税額の納入の期限 | 令和6年1月1日から同年6月9日までの間に到来するもの  | 令和6年6月10日 |
| 法第383条に基づく固定資産税の申告の期限      |                              | 令和6年5月31日 |
| 固定資産税及び都市計画税の納付の期限         | 令和6年1月1日から同年5月30日までの間に到来するもの | 令和6年5月31日 |
| 町たばこ税の申告及び納入の期限            | 令和6年1月1日から同年5月30日までの間に到来するもの | 令和6年5月31日 |
| 入湯税の申告及び納入の期限              | 令和6年1月1日から同年5月30日までの間に到来するもの | 令和6年5月31日 |
| 国民健康保険税の納付の期限              | 令和6年1月1日から同年5月30日までの間に到来するもの | 令和6年5月31日 |